第28講 ● 裁判所

1　裁判所

⑴　裁判所の地位

①　司法権は裁判所に属する。日本国憲法第76条。

②　司法権の独立…裁判所がほかの政治権力（国会や内閣）から独立して司法権を行使すること。司法権の独立を守るためには，裁判官の独立や裁判官の身分の保障が必要である。

㋐　裁判官の独立…裁判官は憲法と法律に従うほかは，誰のさしずも受けずに，良心に従って裁判を行う。

> **日本国憲法第76条**
>
> 　すべて裁判官は，その良心に従い独立してその職権を行い，この憲法および法律にのみ拘束される。

㋑　裁判官の身分保障…裁判官は，国民審査，弾劾裁判，病気などで仕事ができないとき以外はやめさせられない。

・弾劾裁判…罷免の訴追を受けた裁判官を裁判すること。国会内に弾劾裁判所が設けられて裁判が行われる。衆議院・参議院の各7名の裁判員により構成される。

・国民審査…最高裁判所の裁判官に限って，任命後初めて行われる衆議院議員総選挙のときに投票によって審査され，その後も10年を経たあとに審査をくり返す。投票者の過半数が不信任とした場合は，その裁判官は罷免される。

(2)　裁判所のしくみ

①　裁判所の種類…裁判所には，最高裁判所のほか，高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所・簡易(かんい)裁判所の４つの種類がある。最高裁判所以外の裁判所を下級裁判所という。

(ア)　最高裁判所…司法権の最高機関で，東京にある。裁判において，最終的な判断をくだす終審(しゅうしん)の裁判所。「憲法の番人」。最高裁判所長官と14名の最高裁判所判事の合計15名の裁判官がいる。

違憲立法審査権(いけんりっぽうしんさけん)

法律・命令などが憲法に違反していないかどうかを判断する権限。すべての裁判所がもっているが，最高裁判所が最終的な決定権をもつ。このため，最高裁判所は「憲法の番人」ともよばれる。

(イ)　高等裁判所…全国に８か所（東京・札幌(さっぽろ)・仙台(せんだい)・名古屋・大阪・広島・高松・福岡(ふくおか)）。

(ウ)　地方裁判所…全国に50か所（各都府県に１か所，北海道に４か所）。原則として，民事(みんじ)・刑事(けいじ)の第一審を行う。

(エ)　家庭裁判所…全国に50か所（各都府県に１か所，北海道に４か所）。少年事件や家庭内の争いごとなどを裁く。一般の民事・刑事はあつかわない。

(オ)　簡易裁判所…全国に438か所。軽い事件をすみやかに処理(しょり)する。

②　三審制…原則として，３回まで裁判を受けることができるしくみ。裁判を公正に行い，裁判の誤(あやま)りを防いで人権を守るのが目的である。

(ア)　控訴(こうそ)…第一審の判決を不服とし，上級裁判所に訴えること。

(イ)　上告(じょうこく)…第二審の判決を不服とし，上級裁判所に訴えること。

③　再審…事件が裁判で確定した後，裁判に重要な誤りがあったり，疑いができたりした場合に，裁判をやり直すこと。死刑の判決を受けた人が再審で無罪になったこともある。

④　裁判員制度…裁判員（選挙権のある人で法律の専門家ではない国民の中から抽選で選ばれる）が地方裁判所で裁判官といっしょに刑事裁判の被告人（訴えられた人）を裁く制度。

⑶　裁判の種類

①　民事裁判…個人や企業の利害や権利・義務についての争いを裁く裁判。

㈠　原告…訴えた人

㈡　被告…訴えられた人

㈢　裁判官…和解をさせる・判決をくだす。

②　刑事裁判…犯罪を犯した疑いのある人を裁く裁判。

㈠　検察官…検察庁に属し，罪を犯した疑いのある人を裁判所に訴える（起訴）。

㈡　被告人…検察官に起訴された人。

㈢　弁護人…被告人や被疑者の弁護のために選ばれた人。

③　行政裁判…行政機関の行為が憲法や法律に違反していることを理由に，国や地方公共団体を相手に訴える裁判。広い意味では，民事裁判にあたる。

(4)　刑事裁判と人権の保障

① 逮捕(たいほ)・捜査(そうさ)…裁判官が出す令状(れいじょう)がなければ，現行犯以外逮捕されたり，家の中などを捜査されたりしない。

② 黙秘権(もくひけん)…取り調べのとき，自分に不利になる質問に答えなくても良い権利。

③ 自白…拷問(ごうもん)や脅迫(きょうはく)による自白は，裁判のとき証拠(しょうこ)にならない。

④ 証拠…すべての裁判は証拠にもとづいて行う。自白だけが証拠の場合は有罪にできない。「疑わしきは罰(ばっ)せず」の原則。

⑤ 弁護人…誰でも弁護人を依頼(いらい)することができる。

⑥ 裁判請求権(せいきゅうけん)…誰でも裁判所で裁判を受ける権利をもっている。

⑦ 刑事補償(ほしょう)請求権…刑事裁判で被告人に対して無罪の判決がでたときは，国に補償を求めることができる。

第28講 ● 確認テスト

(1) 裁判所(さいばんしょ)だけがもつ権限(けんげん)で，法律に従(したが)ってものごとを裁(さば)く権限を何といいますか。

ア　行政権　　イ　司法(しほう)権　　ウ　立法権　　エ　社会権

(2) 最高裁判所長官は何によって指名されますか。

ア　内閣　　イ　国会　　ウ　天皇　　エ　国民審査

(3) 全国に１か所しかない「憲法の番人」といわれる裁判所を選びなさい。

ア　高等裁判所　　イ　家庭裁判所
ウ　地方裁判所　　エ　最高裁判所

(4) 全国に50か所あり，少年犯罪や家庭の問題を処理する裁判所を選びなさい。

ア　高等裁判所　　イ　家庭裁判所
ウ　地方裁判所　　エ　最高裁判所

(5) 第一審の判決に不服な場合に，上級の裁判所に訴(うった)えることを何といいますか。

ア　控訴(こうそ)　　イ　上告(じょうこく)　　ウ　起訴(きそ)　　エ　公訴(こうそ)

⑹　刑事裁判で訴えられた人を何といいますか。

ア　検察官　　イ　弁護人　　ウ　被告　　エ　被告人

⑺　2009年5月より始まった裁判員裁判は何裁判所で行われますか。

ア　高等裁判所　　イ　簡易裁判所
ウ　地方裁判所　　エ　家庭裁判所

⑻　民事裁判で訴えた人を何といいますか。

ア　原告　　イ　被告　　ウ　検察官　　エ　弁護人

⑼　最高裁判所長官および判事が衆議院議員総選挙で国民に審査されることを何といいますか。

ア　国民投票　　イ　国民審査(しんさ)　　ウ　国勢調査(こくせいちょうさ)　　エ　世論

⑽　事件が裁判で確定した後，裁判に重要な誤(あやま)りがあったり疑(うたが)いができたりした場合に，裁判をやり直すことを何といいますか。

ア　控訴　　イ　上告　　ウ　再審(さいしん)　　エ　起訴

第28講 • 確認テスト

解答

(1)　イ	(2)　ア	(3)　エ	(4)　イ	(5)　ア
(6)　エ	(7)　ウ	(8)　ア	(9)　イ	(10)　ウ

〈 Note 〉